

(予定価格の事後公表への移行)

- 予定価格の事後公表のみが、平成19年度に都道府県の8団体(17.0%)であったが、20年度に2団体(4.3%)(北海道・岡山県)、21年度に1団体(2.1%)(福島県)が事後公表に移行。
- 都道府県の8団体(17.0%)(千葉県・山梨県・和歌山県・徳島県・高知県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県)が、平成20年度以降、事前公表のみから事前公表と事後公表の併用に移行。
- 予定価格の事後公表を一部でも実施しているのは、都道府県の21団体(44.7%)、政令市の7団体(38.9%)。

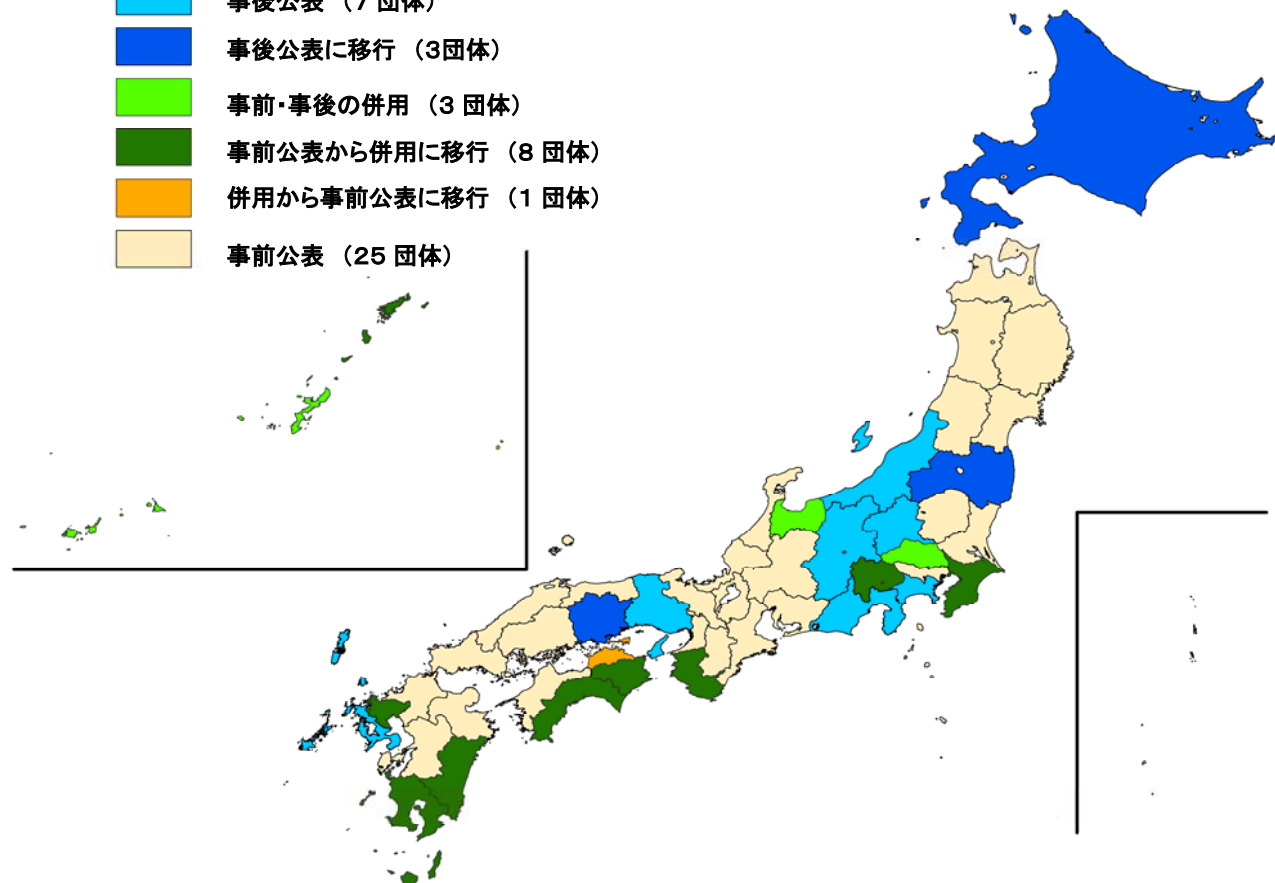
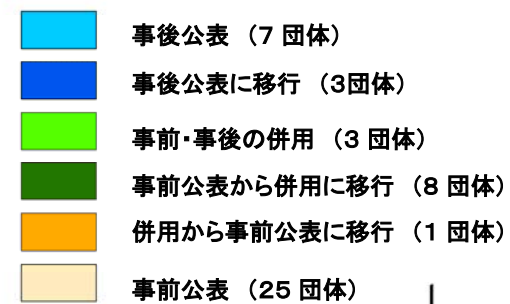
(低入札価格調査基準価格の事後公表への移行)

- 調査基準価格の事後公表を平成19年度に都道府県の31団体(66.0%)、政令市(岡山市を含む。)の10団体(58.8%)で実施していたが、平成20年度以降、都道府県の3団体(6.4%)(和歌山県・鳥取県・高知県)、政令市の5団体(27.8%)(仙台市・さいたま市・新潟市・堺市・岡山市)が事後公表に移行。

(最低制限価格の事後公表への移行)

- 最低制限価格の事後公表を平成19年度に都道府県の25団体(61.0%)、政令市(岡山市を含む。)の10団体(58.8%)で実施していたが、平成20年度以降、都道府県の5団体(12.2%)(愛知県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・高知県)、政令市の5団体(29.4%)(仙台市・さいたま市・千葉市・名古屋市・堺市)が事後公表に移行。

予定価格の事後公表移行状況について



※川崎市は21年4月より予定価格を事前公表から事前・事後併用へ移行

最低制限価格の事後公表移行状況について

